

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、平成 31 年 4 月 8 日付け 30 新交第 112 号で審査請求人に対して行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、改めて開示、不開示の決定を行うべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、平成 31 年 3 月 25 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、「平成 25 年度長崎県離島地域交流促進基盤強化事業費補助金を活用し、新上五島町が から 『 』を購入した事業に関し、補助金の申請書からそれに付随するものも含め、県が保管する一切の文書」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、平成 31 年 4 月 8 日付けで、平成 25 年度長崎県離島地域交流促進基盤強化事業費補助金の大規模改修リプレイスに係る交付決定及び支出負担行為関係書類について公文書開示決定を、平成 25 年度長崎県離島地域交流促進基盤強化事業費補助金の大規模改修リプレイスに係る交付申請書及び申請書添付書類のうち「工事見積書、定款、財産目録、損益計算書、貸借対照表、事業報告書」を除く文書について公文書部分開示決定を行うとともに、平成 25 年度長崎県離島地域交流促進基盤強化事業費補助金の大規模改修リプレイスに係る交付申請書及び申請書添付書類のうち「工事見積書、定款、財産目録、損益計算書、貸借対照表、事業報告書」について、条例第 7 条第 3 号に該当するとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和元年 6 月 10 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消し、全部開示とするよう求める」というものである。

2 審査請求の理由及び反論書等における実施機関への反論

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

企業の内部情報で、開示することにより当該企業に不利益を与えるおそれがあるため（条例第7条第3号）不開示にすると決定したということであるが、当該法人は、平成 年 月 日に長崎地裁に破産を申請し、同日に破産開始決定を受けているため、情報開示により不利益を与えるおそれはない。県の決定は、こうした個別の事情を一切考慮せず、「企業の内部管理情報」ということで機械的に不開示としており、著しく不当な決定である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 原処分を妥当とした理由

(1) 条例第7条第3号の該当性

ア 対象文書については、企業の経営に係る情報であり、一般には企業の取引情報として秘匿されるものである。

イ 当該法人の法人格は消滅しておらず、現在でも航路事業者として、他の企業に航路事業の譲渡等を行うことは可能であることから、破産手続開始決定を受けていることをもって、対象文書の開示につき、当該法人の正当な利益を害するおそれがないと断定できない。

当該法人として、所有船舶の売却等により財産を確保することは重要と考えられ、そのためにも、離島航路の突然の運休により社会問題化した株式会社 の情報開示については、当該法人の権利利益を害するか否かを県として特に慎重に判断せざるを得ず、当該法人に対する社会的信用の低下など様々な影響が懸念されることから不開示とした。

現に、破産法第11条において、事件に関する文書の閲覧を請求できるのは利害関係人に限られており、法制度上、一定の閲覧制限が掛けられているような情報を県が独自に開示することは法の趣旨に反するとともに、当該法人

- について破産手続きに関する権利利益を害するおそれがあると考えられる。
- ウ 破産手続きにおいて破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利を有する者（破産法第2条第12項）である破産管財人に対して、県から公表を前提として決算関係書類の開示を求めたところ、開示を認める根拠規定もないことを照らすと、要望には応えられないという旨の回答があり、県としては破産管財人の了解が無いまま開示することは、当該法人の権利利益を害するおそれがあると考えている。
- エ 以上のことから、審査請求人が開示を請求する公文書については、条例第7条第3号アに規定する「当該文書を公にした場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が開示の理由としている条例第7条第3号の規定を確認したうえで、不開示決定の妥当性について判断した。

本号本文は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されている場合は、次に掲げるものを除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要

であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、開示するものと規定している。

3 不開示情報の該当性について

当審査会において、本件文書を実際に見分し実施機関に確認したところ、次のように判断した。

(1) 本件文書は、本件処分の通知書に記載されているとおり、工事見積書、定款、財産目録、損益計算書、貸借対照表、事業報告書からなっている。

(2) 工事見積書について

ア 工事見積書の記載事項の中には、既に実施機関が開示している情報と同じものが含まれている。

このことについて、当審査会において、実施機関に対して確認したところ、おおむね以下のような主張であった。

(ア) 工事見積書をすべて不開示とした理由については、見積請求を行った船舶所有者（株式会社 ）に対して、特定の事業者が工事内容、数量、単価及び金額等を示したものであり、一般には公表されていない特定の事業者の営業内容や顧客サービスの内容が含まれていることから、当該事業者の企業情報であると考えられ、そのため、当該工事見積書を開示し、他者が当該事業者の示した単価等を知り得た場合に、当該事業者の正当な利益を害するおそれがないと断定することができないことから、不開示とした。

(イ) また、既に実施機関が開示している情報と同じものを開示しなかった理由については、前記(ア)のとおり、工事見積書の中に不開示とすべき情報が含まれており、当該情報を不開示とする上では資料全体を一体的に不開示とすることが望ましいと考え、当該文書を不開示文書と判断した。

イ 当該工事見積書については、全体的に見れば、見積りを行った特定の事業者の事業情報に当たり、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めることができると思料する。その意味では、実施機関の主張も首肯できないことはない。

しかしながら、実施機関において、既が開示している情報と全く同じ部分も見受けられ、これらについても全て不開示としたことは妥当ではない。改めて開示できる部分、開示できない部分について精査のうえ部分開示の検討を行うべきである。

なお、条例第8条第1項において、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、

当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定されていることを十分踏まえながら検討願いたい。

(3) 定款、財産目録、損益計算書、貸借対照表及び事業報告書について

これらの文書の記載事項の中には、登記簿（全部事項証明書、閉鎖登記簿）及びホームページ等により公にされている情報も見受けられるところである。

そうすると、これらについても全て不開示としたことは妥当ではない。もともと公にされている情報であれば、それらの情報を開示したとしても当該法人の正当な権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えがたいと思料する。前述の条例第8条第1項の規定に則り、改めて精査のうえ開示、不開示の検討を行うべきである。

(4) 破産手続きとの関係について

本事案の特殊性として、株式会社 が破産手続き中であったことが挙げられる。この点について実施機関は、当該法人の法人格は消滅しておらず、航路事業者として、他の企業に航路事業の譲渡等を行うことは可能であることから、破産手続開始決定を受けていることをもって、対象文書の開示につき、当該法人の正当な利益を害するおそれがないと断定できないと主張している。これは、開示による破産管財人の破産管財業務への影響についての懸念を示すものであろう。確かに、事業譲渡等の可能性があるのであれば、当該法人の財務状況等を開示することにより破産管財業務に支障を与えてしまうのではないかとの実施機関の懸念については理解できるところである。

ただ、平成25年度長崎県離島地域交流促進基盤強化事業費補助金の対象となっている船舶「」については、既に所有者が新上五島町に移っていると認められ、その限りにおいて、当該船舶の工事見積書に関しては、破産管財業務への影響が直ちには認められるものではないと思料する。

4 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和元年9月3日	・実施機関から諮問書を受理
令和2年2月19日	・審査会（事案の概要説明）
令和2年3月5日	・審査会（審議の進め方について確認）
令和2年6月5日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和2年7月14日	・審査会（審査）
令和2年8月25日	・審査会（審査）
令和2年9月24日	・審査会（審査）
令和2年9月30日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
植木博路	弁護士	会長
佐藤烈	長崎新聞社取締役総務局長	
朝長真生子	司法書士	
藤野美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山均	長崎県立大学地域創造学部教授	